

| | |
|---------|--|
| 氏名 | 吉 田 千 里 |
| 授与した学位 | 博 士 |
| 専攻分野の名称 | 経 済 学 |
| 学位授与番号 | 博乙第3331号 |
| 学位授与の日付 | 平成11年 3月25日 |
| 学位授与の要件 | 博士の学位論文提出者 (学位規則第4条第2項該当) |
| 学位論文題目 | Illegal Immigration and Economic Welfare (不法移民と経済厚生) |
| 論文審査委員 | 教授 藤本 喬雄 教授 武村 昌介 教授 吉田 建夫 教授 春名 章二 神戸商科大学商経学部教授 太田 博史 |

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、不法移民・不法就労者の摘発・規制が引き起こす経済厚生の変化を研究テーマとする。まず、序章において著者は不法移民に関して、最近の状況、特に合衆国について、その統計、規制の歴史についての概観を与える。次いで、国際貿易理論における不法移民の論文についてサーヴェイを行っている。中でも、本論文に関係する不法移民規制と経済厚生問題を扱った研究を中心に検討している。

本編は3部構成になっており、まず第1部は4つの章がある。第1章は、Bond & Chen (1987)モデルを若干拡張したものである。2国2生産要素1財の新古典派の枠組みに不法移民とその規制政策（不法労働者を雇用している企業に罰金を科する）を導入する。規制政策の強化が、不法移民を送り出す国（以下、自国）の厚生に与える影響、また、送り出す国（以下、外国）と自国の両国の厚生のと与える影響を比較静学的手法で調べている。以後の章との違いは、資本財は2国間を移動できないという点と、規制は国内査察であるという仮定である。結果として、国内査察を強化すれば、外国の厚生は減少する。自国の厚生は、ある追加的な条件の下で増加する。両国の厚生のとは減少する。次いで、第2章は資本財が労働と同様に移動可能な場合を調べる。結果は第1章と異なり、外国の厚生は増加する。自国の厚生及び両国の厚生のとは、ある条件の下で増加する。第3章は、自国の企業が、不法労働者を判別できずに雇用すると仮定して、政府がそのような雇用に対して罰金を科する場合、どのような影響を厚生に与えるか分析している。資本財が移動可能な場合と、不可能な場合の両方を扱っている。結果は、第1章と第2章の結果と並行的なものとなる。すなわち、追加的な条件が複雑になるだけで、増加・減少に関しては整合的なものが得られる。第4章は、Ethier の1小国モデルを、2国2生産要素1財モデルに拡張して、国境パトロール（逮捕した不法越境者に罰金を科する）が経済厚生に与える影響を調べる。

第2部は、5章と6章の2つの章から構成される。モデルは第1部のものに、自国の政府について、予算制約式を課するものである。5章が2章に対応し、6章が3章に対応する。結果は、条件が更に複雑になるが、第1部と整合的である。

第1、2部において、ポイントは、両国の賃金率格差の方程式である。また、資本が移動可能な場合は、ストレートに両国の資本レンタルが等しいとするか、ある税率を課するという方程式である。

第3部は、7、8章からなる。第1、2部と異なり合法的な移民を扱う。また、失業の存在が仮定され明示的に考察される。7章では、自国政府の profit-sharing plan における比率上昇あるいはその導入が、2国の経済厚生、その和に与える影響を論じる。自国の労働者は組合を形成し、ある経済変数を最大化するよう行動する。資本が移動不可能な場合と可能な場合の2つのケースを分析している。厚生への影響は、自国が増加し、外国が減少する。両国の厚生の和については、確定的なことはいえない。8章では、外国人労働者も自分たちの組合を形成するモデルを分析している。得られた結果は、資本が移動不可能な場合、生産関数において適当な代替性・補完性を仮定して、profit-sharing ratio の増加が、両国の雇用および厚生を上昇させる。一方、資本が移動可能な場合は、若干の経済変数への影響は確定できても、経済厚生へのそれは、不確定である。

論文審査結果の要旨

1. 本論文の評価すべき点

(1) 外国の厚生に注目して、Bond & Chen のモデルを再検討したことは、意義深い貢献である。そして、両国の厚生の和を考慮したことも興味深い。(後者については、問題点の(2)で指摘する問題もある。)

(2) 資本が移動不可能、可能の2つの場合を考察したことは、用意周到である。

(3) 方法的には、比較静学的手法は古典的であるが、複雑な式を間違えることなく、根気よく展開していったことは評価できる。今後の研究者にも参考になる所は大である。

(4) 世界の至る所で生じている民族移動の問題を、新古典派のモデルで扱った点は、先行研究があるとはいえ、貴重な第1歩の研究である。常識を検証するだけでなく、その常識が成立するための条件を、新古典派のモデルの中で提示したことは、価値がある。

(5) profit-sharing についての諸説を、2国2生産要素1財モデルで、しかも失業を伴うモデルで厳密に検討したことは、大きな貢献である。

(6) 本論文は、審査を受けて、出版社 Springer Verlag から刊行されることになっている。第3者の評価も積極的なものであったと判断される。

(7) この種の論文としては、極めてミス・タイピングが少ない。

2. 本論文の若干の問題点

(1) 均衡の存在が暗黙のうちに仮定されている。内点解の存在を証明するか、具体例で示す方がよいであろう。

(2) 短期均衡なのか、長期均衡なのか判然としない。資本が一定という点では短期であるが、両国の労働市場が均衡に達するのは短期的現象ではない。

(3) 両国の国民所得の和を、global welfare としているが、補償機構がない状態では積極的に論じる意味が薄れる。(にも拘わらず、この結果を提示する価値は十分ある。)

(4) 国民所得の定義において、若干の問題がある。まず、罰金がどこから捻出されるか、という問題がある。利潤から差し引くならば、国民所得の定義はかわってくる。第5章では、発見されなかった不法労働者は、その給料から税金が源泉徴収されるはずである。やはり、国民所得の定義がかわってくる。

(5) 第4章の両国の期待賃金率格差の式において、罰金が入ってくるのは、罰金は1回限りの支払いであるため、モデルとして少し不自然と思われる。

(6) スタイル上の問題として、モデルの説明に関し、繰り返しが多すぎる。もっとも、各章、独立的に読めるというメリットがある。

3. 総合評価

総合的に評価すれば、本論文は執筆者に「経済学」の分野名を付記した博士の学位を授与するのに十分な内容と水準を有していることを認定する。